

## 肱川流域総合整備推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、肱川流域総合整備推進協議会(以下「協議会」という)という。

(目的)

第2条 当協議会は、肱川流域内の河川改修事業を推進し、当流域の治水及び河川環境対策等の促進を図ることにより、地域の振興発展に資することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、大洲市、西予市、内子町(以下「構成市町」という。)の市町長、議長、建設農林関係委員会委員長、副市町長をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、次の事業を行う。

- (1)国及び県が行う河川改修・治水対策事業等への協力。
- (2)肱川流域内の河川環境対策等の促進に関する事。
- (3)肱川流域内の振興に関する事。
- (4)その他目的達成のために必要な事項。

(役員)

第5条 協議会の役員は、会長1人、副会長2人、監事2人とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は3年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1)事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2)予算及び決算に関する事項
  - (3)役員選出に関する事項
  - (4)規約の改正に関する事項
  - (5)その他協議会に関し重要な事項
- 2 会議議長は、会長をもって充てる。
  - 3 会議議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長決するところによる。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、国又は県の関係職員に対して、会議出席依頼を行うことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長の所属する市町に置き、協議会の事務を処理する。

2 事務局に、職員を置く。

3 職員は、事務局長、事務局次長、事務主任及びその他の職員として会長が任命する。

4 職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の経費は、構成市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金の分担割合は、均等割3分の1、事業費割3分の2とする。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成17年5月19日から施行する。

2 この規約は、平成19年5月15日から施行する。